

## 就労選択支援に関する Q&A

令和 7 年 8 月時点

**Q1** 設備基準（訓練・作業室、相談室、洗面所・便所、多目的室）は、一体的に運営している事業所と併用は可能か。

相談室、洗面所・便所、多目的室は、一体的に運営している事業所と併用しても差し支えないが、訓練室・作業室については、一体的に運営している事業所とは別に確保が必要になります。

**Q2** 実施主体に求められる、「過去 3 年以内に該当事業者の事業所において合計 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」のうち、合計 3 人以上とは、法人内の複数事業所で 3 人以上実績があればよいか。

個別の事業所単位において、合計 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用される必要があります。なお多機能型事業所（例：就労 B と就労移行）は 1 事業所とします。

**Q3** 就労選択支援の定員について、一体的に事業を運営する場合は、特例で 10 人未満でも可能か。

就労選択支援の最低定員は 10 人のため、10 人未満での指定は受けられません。なお、就労選択支援は多機能型としての定めがないため、多機能型事業所における特例は、適用されません。